

第8章 計画の推進に向けて

1 連携体制の充実

本計画の推進にあたっては、障害福祉課と各施策の担当課を中心に、関係部局との連携を一層強化し、全庁が一体となって執行する体制をつくります。

また、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

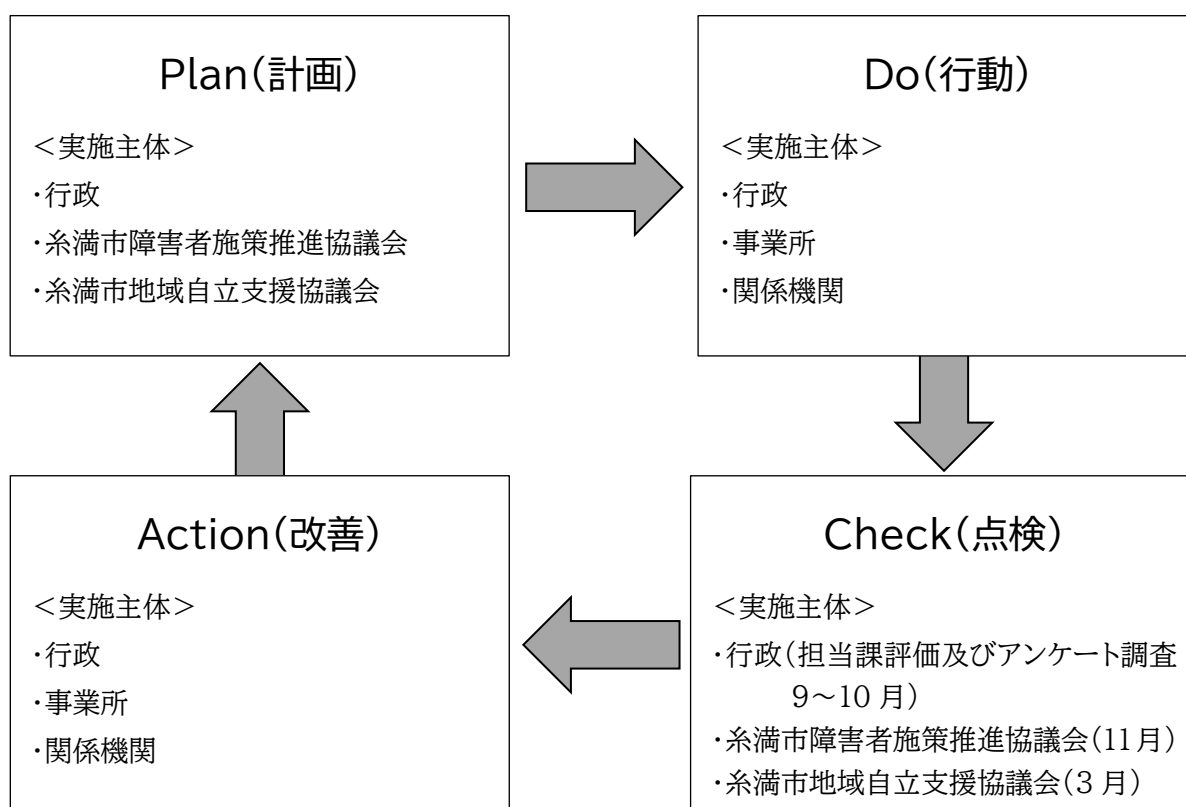
また、障害のある方が身近で役立つような情報が得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体との情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

2 計画の進行管理

本計画に掲げる各施策の推進にあたっては、単に施策を行うだけではなく、PDCAサイクル(PLAN(計画)→DO(行動)→CHECK(点検)→ACTION(改善))に基づいた取り組みの点検、課題の把握を行う進行管理が重要となります。障がい者の総合的な施策の進行管理については、客観的な指標の達成度の確認(アンケート調査など)や各施策の担当課の取り組み状況などを確認し、計画的な進行管理を行うものとします。

市では、総合的な施策(障がい者計画)の進行管理については、「糸満市障害者施策推進協議会」、「障害福祉計画及び障害児福祉計画(サービスの量の見込み等)」については、「糸満市地域自立支援協議会」でその役割を担い、3年に1回を目安として計画の進行管理(計画策定時は複数回)を行います。

評価指標の確認方法(アンケート調査の具体的な手法)については、資料編で整理。



○糸満市障害者施策推進協議会

糸満市障害者施策推進協議会は、学識経験者や市の障害者福祉の関係者により構成する、市の障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進についての審議検討や障がい者計画の施策の総合的な進行管理を行う役割を担っています。

◆開催時期：進捗管理は令和6年度から年1回で11月頃開催、計画策定の年は複数回開催

○糸満市地域自立支援協議会

糸満市地域自立支援協議会は、糸満市の障害者福祉の関係者を中心に構成された組織で、専門部会として子ども・療育部会(キッズミーティング)、仕事部会(ジョブミーティング)、居住／地域移行部会(リビングミーティング)を設け、協議が定期的に行われており、障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。

◆開催時期：全体会(8・3月頃：年2回程度)、各専門部会(年2-4回程度)

施策推進協議会と地域自立支援協議会

